

① 東京大学による名誉棄損事件

第1回口頭弁論は、10年2月23日(火)10時、東京地裁411号法廷で開かれた。原告が訴状を、被告が答弁書を提出し、それぞれ陳述した。

裁判長から、原告に対し、名誉回復のひとつとして、東京大学による『地球温暖化懐疑論批判』書に対する回答書の作成について、「この裁判は原告の利益の範囲内で解決することになるから、多数の者の回答集とすることはできない」旨の注意があった。

原告は、「原告編集の回答書である」と答えたが、裁判長は「それはむづかしい」と答えた。この点、どのようにするか、原告以外の名指しされ名誉棄損された方々と相談する必要が生じた。

原告は、被告代理人に対して、「名誉棄損した『地球温暖化懐疑論批判』の著者のひとりとしてその扉に「東京大学 山本政一郎」とあるが、答弁書では「山本は東京大学の職員ではない」とある。経歴詐称か」と質問した。裁判長も、「この点は私も疑問と思っていた」と補足したが、被告は答えなかったので、裁判長は被告に対し、「3月9日までに、この点について書面で弁明するように」と指示した。

この裁判は、マスコミの注目するところとなり、2月20日には東京新聞に別紙記事が載り、当日は毎日、読売、産経、東京その他数社の取材があった。

第2回口頭弁論は、10年4月13日(火)10時、東京地裁411号法廷

② 気象学会による論文掲載拒否事件

近藤邦明と槌田敦は、「C O₂増で温暖化したのではなく、温暖化したのでC O₂増となった」ことを示す事実を発見し、これを気象学会誌に投稿した。しかし、気象学会は、この「近藤・槌田の発見した新しい事実」を、関係者による査読では理論的に否定できなかったため、論文を(わざと?)誤読して理由をこじつけ、その掲載を拒否した事件である。原告は、気象学会との折衝にあたってきた槌田敦である。

判決、10年3月18日(木)1時、東京地裁527号法廷

なぜ、これらの事件が生じたのか

「C O₂温暖化論」は落ち目になっていて、推進論者にあせりが生じた結果と思われる。彼らが優位だったころは、このような名誉棄損や論文不採用などする必要はなかった。

そこで、原告は、この落ち目の不法行為に反撃することにしたのである。